

周防大島町経営継続支援金支給事業について

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少が大きい事業者に対して、事業の継続を図るため、周防大島町経営継続支援金（以下「支援金」という。）の支給を行います。

対象者

町内に法人は本店、個人事業主は住所又は事業所を有する者で、住民登録がある者。山口県中小企業事業継続支援金の給付を受けた者、又は、持続化給付金の受給者で、令和3年の1月から6月の間で、前年又は前々年の同月の売上と比較して、30%以上減少している者。申請時に事業を継続する意思のある者。

実施期間

令和3年8月16日～令和3年12月28日まで。

必要書類

- ① 申請書（商工会 HP でダウンロードできるようにする予定です）
- ② 振込先の通帳
- ③ 以下 A,B どちらかの書類

A：山口県中小企業事業継続支援金の入金がわかる通帳。

B：持続化給付金の決定通知書（持続化給付金の振込のお知らせ）の写しと、令和3年1月から6月の間で、前年又は前々年の同月の売上と比較できるもの。

※決定通知がない場合は入金が判る通帳

支援金の金額

- ・法人については、20万円。
- ・個人事業主については、10万円。

※2店舗目以降1店舗につき支給額の1/2の額。

提出先

周防大島町商工会：大島・久賀・橘・東和各支所